

日本ニューロリハビリテーション学会 細則

総 則

第1条 この細則は、日本ニューロリハビリテーション学会(Japanese Society for Neural Repair and Neurorehabilitation: JSNRNR)会則（以下「会則」という）に基づき、会員の制度、事業等について定める。

会 員

第2条 会員は、本細則に定めるところにより本会が行う事業に参加することができる。

会員の種別

第3条 本学会の会員の種別は、会則第4条により次のとおりとする。

- (1) JSNRNR 会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

資格要件

第4条 会員の資格要件は、次のとおりとする。

- 2 JSNRNR 会員は、会則第4条第1号のとおりとする。
- 3 JSNRNR 会員は、本会の目的に賛同する医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他保健医療福祉等の関係者とする。
- 4 賛助会員は、会則第4条第2号のとおりとする。
- 5 名誉会員は、理事長が推薦し、役員会で承認される。

会 費

第5条 会員の会費は、次のとおりとする。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

- (1) JSNRNR 会員 年額 5,000 円（このうち 10 ユーロは WFNR に納付）
- (2) 賛助会員 年額 1 口 50,000 円

権利義務

第6条 会員の権利義務は、次項以下に定め、特別の場合を除き入会日をもって発生する。

- 2 JSNRNR 会員の権利義務に関する次項は下記の通りである。
 - (1) 学術集会、その他本学会が行う事業への参加。
 - (2) 第6条に定めるところ、会費を納めなければならない。

- (3) 役員会の議決を遵守しなければならない。
 - (4) 住所、氏名、学会雑誌送付先に変更がある場合は速やかに届け出なければならない。
 - (5) その他本学会の会則および細則等に定められるところの権利を行使し義務を負う。
- 3 名誉会員は第2項第2号の規定は適用されない。

退 会

第7条 退会しようとする者は退会届を学会事務局に提出しなければならない。

- 2 会員の退会年月日は届け出のあった日とする。
- 3 既納会費は原則いかなる理由があっても返納しない。

再入会

第8条 一旦会員の資格を喪失した者が再度入会しようとするときは、新規入会の手続きを要するものとする。

通 知

第9条 JSNRNR 会員の入会通知は本人に対して行う。

学術集会

第10条 本学会は会則第2章に基づき、学術集会を開催する。

- 2 JSNRNR 会員、名誉会員、WFNR 会員は学術集会に参加することができる。
- 3 前項以外の者は、学術集会が定める参加費を納めるとき、その学術集会期間中のみ特別参加者として参加することができる。
- 4 学術集会参加費は、JSNRNR 会員、WFNR 会員及び非会員に関しては学術集会大会長に一任する、賛助会員及び名誉会員は無料とする。
- 5 学術集会での発表規定については別に内規で定める。
- 6 学術集会を主催する大会長は役員会で選任する。

委員会

第11条 本学会は会則第3条(6)に基づき各種委員会および協議会を置く。

- 2 各種委員会および協議会は、理事長が設置し、その運営は別に定めた内規に従う。

認定医および認定士

第11条 本学会は会則第3条(6)に基づき認定医および認定士の認定を行う。

- 2 本学会の認定医とはニューロリハビリテーションに関して、一定の専門的な知識を持つものとする。

<認定委員会>

第13条 認定業務を行うため、認定委員会を置く。

- 2 認定委員会の委員は理事長が任命する。
- 3 認定委員会は、認定に関わる業務を行う。
- 4 認定委員会の運営に関しては、別に定めた内規に従う。

<認定>

第14条 認定医および認定士は第2項の資格基準を満たした者を本学会が認定する。

- 2 認定医および認定士の資格基準は別に定める。
- 3 認定は理事長が認定医証および認定士証を交付し、認定医登録簿に登録することによって行われる。
- 4 認定に関する手続きは、別に定める。

<資格更新>

第15条 第13条の規定により、認定の受けた者は、別に定める認定医および認定士の生涯教育及び資格更新に係わる内規にしたがって、一定期間ごとにその資格を更新するものとする。

<認定の取消>

第16条 認定医および認定士が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

- 2 登録の抹消は、認定医および認定士登録簿の記載を抹消することにより行う。

補 則

第17条 この細則に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度役員会の定めるところによる。

付 則

1. 本細則は平成22年1月30日から施行。第2版：平成24年2月15日から施行する。
2. 本会の事務局は藤田医科大学医学部リハビリテーション医学I講座内に置く。
3. 設立時役員は別紙のとおりである。

(施行期日) この細則は、平成31年4月28日から施行する。

(施行期日) この細則は、令和5年11月20日から施行する。